

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 I D ホールディングス			コード	4709
提出日	2022/5/31	異動（予定）日	2022/6/17		
独立役員届出書の提出理由	・ 個別の社外役員について記載内容の更新があるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	中村 あや	社外取締役	○										△				訂正・変 更	有
2	西川 理恵子	社外取締役	○													○		有
3	吉田 尚正	社外取締役	○													○		有
4	岡崎 正憲	社外監査役	○															有
5	渡辺 尚生	社外監査役											△				訂正・変 更	
6	酒井 康夫	社外監査役											△				訂正・変 更	
7																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社グループの取引先である日本アイ・ピー・エム株式会社の出身者であります。当社グループにおける同社の売上構成比は、直近事業年度において3.4%ですが、同社が属するIBMグループ全体では、11.9%となります。当社グループは同社とは一定量の取引がありますが、同氏は当社の社外取締役選任時の6年前に同社を退任しております。	社外取締役の中村あやは、大手外資系IT企業の要職を歴任し、IT分野に関するグローバルで高度な知見を有しており、就任以来、とくにビジネスパートナー活用戦略に関して、取締役会において有効な意見・見解を示されていることから、引き続き、当社の事業戦略・事業計画への提言など、会社経営へ適切な監督・助言を期待して、当社社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
2		社外取締役の西川理恵子氏は、グローバル経験が豊富であり、また、大学名誉教授として、豊富な学識、経験を有していることから、当社の業務執行の監督機能の強化への貢献および、サステナビリティやダイバーシティ、コンプライアンスなど幅広い視点からの会社経営への適切な監督・助言を期待して、当社社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
3		社外取締役の吉田尚正氏は、第94代警視總監など、警察庁の要職を歴任されたことから、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレートガバナンス、とりわけ、リスク管理とコンプライアンスの一層の強化を図るために、会社経営へ適切な監督・助言を期待して、当社社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
4		社外監査役の岡崎正憲氏は、公認会計士として多数の企業の経営全般にわたる指導をしており、会計監査および内部統制に関して深い見識を有しているため、経営全般の監視を期待して、社外監査役として選任しております。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。
5	当社グループの取引先である東京ガス株式会社の出身者であります。当社グループにおける同社の売上構成比は、直近事業年度においては僅少ですが、同社が属する東京ガスグループ全体では、6.0%となります。	社外監査役の渡辺尚生氏は、エネルギー分野における技術開発部門長としての豊富な業務経験と会社役員としての専門性があり、その経験を通じて培った経営の専門家としての見識に基づく経営全般の監視を期待して、社外監査役として選任しております。
6	みずほトラストリートールサポート株式会社の出身者であります。当社グループにおける同社との取引はありませんが、同社が属するみずほフィナンシャルグループ全体では、8.8%となります。	社外監査役の酒井康夫氏は、金融機関における豊富な業務経験と会社経営者としての幅広い見識と専門性を有しており、当社との間に特別な利害関係がないことから、客観的かつ公正な立場から質の高い監査が期待できるものと判断し、社外監査役として選任しております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性を確保するための判断基準「社外役員の独立性判断基準」を定め、コーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙として公表しております。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。